

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休みの
日、翌日
の翌日)

目 次

◇条 例 平成七年の兵庫県南部地震により被災した者に対する県立高等学校入学
学選抜手数料等の免除に関する条例 (総務課)

公布された条例のあらまし

◇平成七年の兵庫県南部地震により被災した者に対する県立高等学校入学学選抜手数料等の免除に関する条例

一 平成七年の兵庫県南部地震により被災した者で学資の支弁が著しく困難であると認められるものが、県立高等学校、県立看護婦等養成施設、県立歯科衛生専門学校若しくは県立保育専門学院を受験する場合における入学学選抜手数料又は県立高等学校に転入学し、若しくは県立幼稚園に転入する場合における入学料若しくは入園料については、平成七年三月三十一日までに実施される入学試験並びに同日までの県立高等学校への転入学及び県立幼稚園への転入園に限り、免除することとした。

二 一の条例は、公布の日から施行し、平成七年一月十七日から適用することとした。

2 この条例は、平成七年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

条 例

平成七年の兵庫県南部地震により被災した者に対する県立高等学校入学学選抜手数料等の免除に関する条例をここに公布する。

平成七年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

平成七年の兵庫県南部地震により被災した者に対する県立高等学校入学学選抜手数料等の免除に関する条例

平成七年の兵庫県南部地震により被災した者で学資の支弁が著しく困難であると認められるものが、県立高等学校、県立看護婦等養成施設、県立歯科衛生専門学校若しくは県立保育専門学院を受験する場合における鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第四号)第二条、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)第十条第一項、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)第五条第一項若しくは鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号)第四条第一項に規定する入学学選抜手数料又は県立高等学校に転入学し、若しくは県立幼稚園に転入する場合における鳥取県立高等学校授業料等徴収条例第二条に規定する入学料若しくは入園料については、平成七年三月三十一日までに実施される入学試験並びに同日までの県立高等学校への転入学及び県立幼稚園への転入園に限り、これらの規定にかかわらず、免除する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成七年一月十七日から適用する。

2 この条例は、平成七年三月三十一日限り、その効力を失う。